会員各位

岐阜県行政書士会 法務部長 福田 中 (公印省略)

月次支援金に関する中小企業庁からのメール連絡について

月次支援金 登録確認機関の新規登録受付期間延長に関して以下のとおり中小企業庁からメール連絡がありましたのでお送りいたします。

<中小企業庁からのメール>

登録確認機関の登録申込期間につきまして、新規登録の場合、9月30日(木)までとご案内させていただいておりますが、この度、10月31日(日)までに延長させていただくこととし、経済産業省HPも更新いたしました。

<経済産業省HP: 月次支援金 事前確認について> https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/jizen.html

新規登録申込を希望される場合には、引き続き、上記HPから新規登録申込を行っていただくようお願いいたします。

なお、今後も、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の延長等に伴い月次支援 金の対象月が拡大した場合には、当該対象月の申請期限の1ヶ月前を期限として登 録確認機関の新規登録申込期間を延長させていただくことを予定しております(登録 確認機関の登録状況、月次支援金の申請状況等を踏まえて、上記新規登録申込期 間の延長予定スケジュールは変更される場合がありますので、ご了承ください。)。